平成22年度の地方財政措置について(各府省への申入れ) 参 考 資 料

	項目		項
1	直轄事業の見直し		1
2	教職員定数の削減及び教員給与の見直し	• • •	2
3	長寿医療・国民健康保険の安定的実施	• • •	3
4	新型インフルエンザ対策に係る財政措置等	• • •	5
5	林業公社の抜本的な経営対策		7

総務省自治財政局調整課

直轄事業の見直しについて

1 最近の動き

- 〇4月8日 3大臣と全国知事会との意見交換会
- ○4月24日「直轄事業負担金に関する意見」(地方分権改革推進委員会)
- 〇5月18日「地方分権改革の実現を求める緊急アピール」(全国知事会)
- ○5月27日 国と地方の定期意見交換会(官房長官主催)
- ○6月12日 地方分権改革推進本部(内閣総理大臣主催)
- ○6月23日 「経済財政改革の基本方針2009」閣議決定 「直轄事業について検討を行い、情報開示の充実等必要な措置を講ずる。」

(参考)直轄事業負担金

- 〇国が道路、河川、港湾等の建設・維持管理を行う場合、 法令に基づきその経費の一部を地方公共団体に負担 させるもの
- I ○H21年度地方財政計画 1兆323億円 「うち建設 8,588億円、うち維持管理1,735億円)
- ○道路が約5割(5,210億円)、治水(河川含む)が約2割(2,266億円)

2 直轄事業の見直し

- (1)維持管理費に係る地方負担金の廃止
- 〇<u>地方の強い要望を踏まえ、維持管理費に係る地方</u> 負担金については、平成22年度から廃止

(廃止の理由)維持管理費は管理者負担が原則

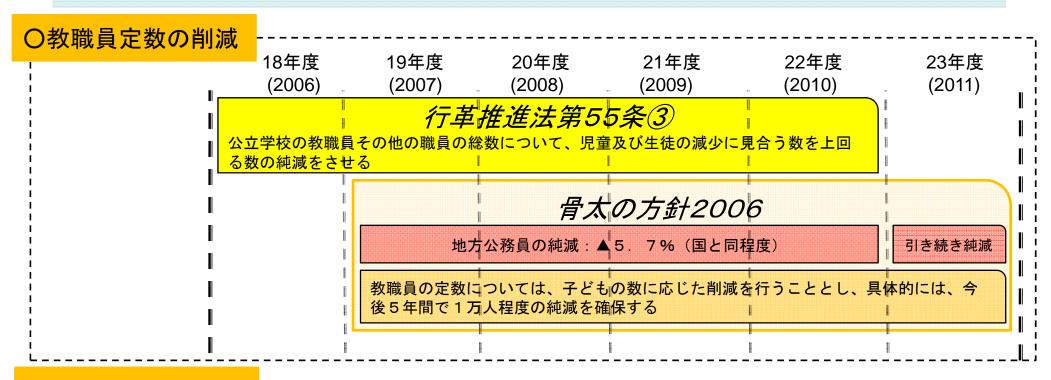
【建設費】 直轄 国 地方 事業 地方 1/2 1/2



- (2)直轄事業負担金の対象範囲の見直し等
- ○補助事業との均衡を図ることを基本として、直轄事業負担金の対象範囲の基準の明示・見直しを早急に実施(業務取扱費等の制限率の設定など)
- ○直轄事業の計画・実施・変更に係る<u>事前協議を早急</u> に法定化
- ○直轄事業負担金の積算内訳等の情報開示を徹底
- (3)直轄事業の縮減
- ○直轄事業の範囲を全国的な見地から必要とされる 基礎的・広域的事業に限定し、それ以外は地方公 共団体へ移管

(例:新直轄高速道路、複数県にまたがる一級河川等)

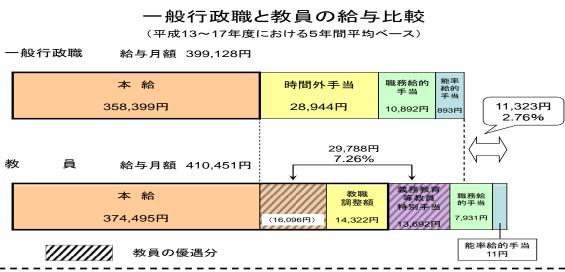
教職員定数の削減及び教員給与の見直し



○教員給与の見直し

平成21年度については、基本方針2006、同2008、中教審答申(19年3月)及び教育振興基本計画等を踏まえ、人材確保法に基づく優遇措置を縮減するとともに、メリハリある教員給与体系を推進。

- (1)基本方針2006による教員給与の縮減(▲2.76%) への対応
 - ・義務教育等教員特別手当の縮減(H21年1月~)
- (2)メリハリある教員給与体系の推進
 - ・給料の調整額の縮減 (H22年1月~)



長寿医療制度(後期高齢者医療制度)等の円滑な実施について

長寿医療制度の保険料軽減(平成21年度)

【均等割】

- 均等割の7割軽減を受ける世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下(その他各種所得 がない)の場合に9割軽減する。
- 平成21年度においては、均等割の7割軽減を受ける方を一律8.5割軽減とする。

【所得割】

所得割を負担する方のうち、所得の低い方(具体的には年金収入153万円から211万円まで)について、5割軽減する 【年金収入でみた軽減イメージ】 【夫婦世帯の例(妻の年金収入80万円以下の場合)】 5割軽減 [所得割] 約90億円(約110万人) 《恒久措置》 [H20 2次補正による 全額国費対応〕 5割軽減 2割軽減 [被保険者均等割] 応益分 《恒久措置》 7割軽減 《恒久措置》 (約70万人) 《恒久措置》 (約30万人) (約480万人) 地財措置対応 8.5割軽減《H21年度のみ》 約130億円(約200万人)[H211次補正による全額国費対応] 約230億円 年金収入 (約280万人) 80万円 211万円 238万円 153万円 168万円 [H20 2次補正による 全額国費対応 192.5万円 ※厚生労働省資料をもとに作成

国民健康保険制度の安定化について

今後の議論について

- 国保における都道府県の役割については、平成20年6月の地方分権改革推進要綱(第1次)において、「国民健康保険の運営に関し、保険財政の安定化や保険料の平準化の観点から、都道府県の権限と責任の強化とともに、都道府県単位による広域化の推進等について検討し、平成21年度中に結論を得る。」とされている。
- 〇 一方で、平成17年12月に総務・財務・厚生労働の3大臣により平成21年度までの措置として合意された高額医療費共同事業等の国保の財政基盤強化策の期限が切れることから、高齢者医療制度の見直しに併せて平成22年度に向けた議論が行われることとなる。

平成17年12月18日 総務・財務・厚生労働3大臣合意

- 1. 国保財政基盤強化策の継続【公布日施行(平成18年4月から適用)】
- (1) 高額医療費共同事業
 - ・高額な医療費の発生が国保財政に与える影響を緩和するために、都道府県単位で財政リスクを分散する事業
 - ・事業規模:1.800億円程度(交付基準は70万円以上から80万円以上に引上げ)
 - ・事業主体:国民健康保険団体連合会・負担区分:市町村国保1/2、都道府県1/4、国1/4
- (2) 保険者支援制度
 - ・市町村国保の財政基盤を強化するために、低所得者を多く抱える保険者を財政的に支援する制度
 - ・事業主体:市町村・・負担区分:国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- (3) 国保財政安定化支援事業
 - ・国保財政の安定化、保険料(税)負担の平準化等に資するために、市町村の一般会計から国保特会への繰入れを地方財政措置で支援する事業(市町村に対する地方財政措置:1,000億円程度)

2. 保険財政共同安定化事業【平成18年10月施行】

都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、一件30万円以上の医療費について、市町村国保の拠出による保険財政共同安定化事業を平成18年10月から実施(国保医療費の約4割が対象)

3. 上記は、<u>平成21年度までの措置</u>とし、市町村国保の財政状況や後期高齢者医療制度の創設に伴う影響を勘案し、 平成22年度において見直しを行うものとする。 ※厚生労働省資料をもとに作成

「新型インフルエンザ対策行動計画」の改定等について

(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議)

最新の科学的知見、諸外国の状況、国会等での議論、関係省庁や新型インフルエンザ専門家会議での検討を踏まえ、

- ①「新型インフルエンザ対策行動計画」を全面改定
- ② 既存の各種指針等の内容を全面的に見直すとともに、整理・体系化し、「新型インフルエンザ対策 ガイドライン」を新たに策定

新型インフルエンザ対策行動計画(改定)

○発生の段階ごとに、対策の考え方、関係省庁の対応、 省庁間の連携・協力等の方針を明記。

※主な改定内容

【目的の明確化】

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめること、
- ② 社会・経済を破綻に至らせないこと

【新たな「段階」の設定】

従来のWHOによるフェーズに変え、我が国における対策の転換点の時期を示す5段階を新たに設定

【社会・経済機能の維持】

社会・経済機能の破綻を防止するための取組を強化

新型インフルエンザ対策ガイドライン(策定)

- ○各種対策について、取組の内容や方法、国、自治体、 企業、家庭、地域等の役割分担等を具体的に示し、 国民各層での取組を促すための指針とする。
 - •水際対策
 - 検疫体制の整備
 - ・国内での感染拡大防止対策
 - ・医療提供体制の整備
 - ・抗インフルエンザウイルス薬の流通・使用
 - ワクチン接種の進め方(※検討中)
 - ・企業・職場での取組
 - 個人、家庭及び地域での取組
 - ・リスクコミュニケーション
 - 埋火葬対策

全国知事会のこれまでの要望及びアンケート調査結果の概要について

平成 20.5.22 要望

- 鳥インフルエンザウイルスの変異による (**強毒性**) **ウイルスの人 から人への感染の危険性を前提に要望**を実施。
 - 1 国等の責務の明確化
 - 2 地方自治体への権限付与と法的根拠の明確化
 - 3 財政措置
- その後、平成 21 年 2 月に関係省庁対策会議が、「新型インフルエンザ対策行動計画」の一部改正と、「新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定・公表。

その結果、「1 **国等の責務の明確化」は部分的には対応**された。 (例、専門家会議策定のガイドラインの位置付けの明確化、医療体制に関するガイドライン等、いくつかのガイドラインの提示)。

- しかし、「1 **国等の責務の明確化」でも**、新型インフルエンザ対策は感染症法の患者数の想定・目的を超え、より広範な対応を想定した各種法令の整備が必要、ワクチン接種の優先順位、個人権利の制限・公共交通機関の運行制限、医療従事者への補償制度創設、パンデミック期の食糧備蓄と輸送体制対策、経済活動の制限と損失補償の検討等、残された課題も多い。
- また、「2 地方自治体への権限付与と法的根拠の明確化」と 「3 財政措置」については、手付かずのまま。

~<要望(2、3について簡略化して抜すい)>

- 2 地方自治体への権限付与と法的根拠の明確化
- (1) 患者対応の医療機関・医療従事者確保のため、知事に災害救助法 類似の権限を付与するなど法的な整備の促進
- (2) 社会機能を維持する等の対策促進のため、知事に災害対策基本法類似の権限を付与するなど法的な整備の促進
- (3) ワクチン接種、集会等の自粛要請、学校の臨時休業等の対策の法的根拠の明確化と、関係自治体の長への権限付与
- (4) 地域封じ込め等、流行拡大防止のため、長期間にわたる交通遮断、 地域住民への自宅待機要請等の実行に係る権限付与
- 3 財政措置
- (1) 医療機関が行う発熱外来の設置・運営、感染防護具等医療資材 の備蓄、医療従事者の確保等に対する財政措置
- (2) 県が行うワクチン接種、感染防護具の備蓄等への財政措置
- (3) 市町村が行う食糧提供等住民支援や消防の感染防護具整備等への 財政措置

平成 21.5.18 緊急決議

○ **今回の新型インフルエンザウイルスの特徴をもと**に、特に、国内感染が拡大した 兵庫・大阪の**地域の実情を踏まえて、国に早急な対応を講じるよう強く要請**。

<要請項目>

- I 迅速な取組が必要な事項
- 1 国民、地方自治体に対する正確・有用な情報提供
- 2 発熱相談センター、発熱外来等の整備促進
- 3 円滑な医療実施のための体制整備
- 4 必要な対策に対する財政支援
- 5 国のワクチン、抗ウイルス薬等への対策充実
- 6 社会経済活動の制約で生じる損失への適切な支援
- 7 大学等の休校等に伴う指導
- Ⅱ 風評被害防止のための国民への正しい知識の普及
- Ⅲ 第3段階(まん延期)移行の適切な検討
- IV 強毒性インフルエンザへの備えの強化
- 1 国家的な危機管理としての新たな法律の制定
- 2 鳥インフルエンザへの監視等の継続
- **5月22日**に、国が新たな**「基本的対処方針」**と **医療の確保、検疫、学校等の臨時休業の運用指針** 等を示し、地域の実情に応じた対応ができるよう になった。

しかし、**I のうち国の支援については、示されていない**。

平成 21.5.28 緊急要望

○ 5月22日の「基本的対処方針」後においても、 なお国において緊急に対応すべき課題につい て早急な対応を講じるよう強く要請。

≤要請項目>

- ┃1 「基本的対処方針」(さらに弾力化、機動的対応を)
- 2 国からの情報提供(迅速な提供、発信元等一元化)
- 3 医療体制の確保(発熱外来の設置・運営への支援、 医療従事者への補償制度)
- 4 医療物資の確保(国による全国的生産・供給調整)
- 6月1日付けで厚生労働省から、財政的支援 要望のほとんどは、補正予算に計上された「地 域活性化・経済危機対策臨時交付金」の活用 が可能な旨、文書連絡あり。

○ 主な意見

- 1 行動計画・ガイドライン
 - ・社会活動制限に必要な法令の整備、ウイルス毒性に応じた柔軟な対応が可能な行動計画等の必要性
- 2 保健所による健康監視
- ・検疫所からの通知内容の正確さの確保、(外国人等)負担の大きい健康監視の実施方法の見直し
- 3 医療体制の確保
 - ・発熱外来の法的位置付けや設置・運営基準の明確化
 - ・入院病床の確保のため、感染症病床以外の病床を含めた設備整備・運営費等(空床補償等)の支援
 - ・医療従事者(救急隊員等搬送従事者を含む)に対する補償制度
- 4 抗インフルエンザウイルス薬、ワクチン接種
 - ・予防投与用タミフル放出の費用負担、県放出の場合の国の補填
 - ・ワクチン接種に関するガイドラインの提示、早期のワクチン開発・生産
- 5 その他
- ・発熱相談センターの設置・運営への支援、地方衛生研究所での検査体制への支援

今回のアンケート調査結果(決議・要望との重複等除き)

林業公社の抜本的な経営対策

今後の林業公社の経営について検討を行うに当たっては、林業公社の経営方針、経営状況、将来の収支見通し、既往造林地の評価等についての検証・的確な情報開示を行うとともに、林業公社の存廃を含む抜本的な経営の見直しの検討を行う必要

